

607 教育委員の職業移動

— 新旧法別による比較 —

広島大学大学院 森 孝 子

教育委員の公選制、任命制については、すでに行政制度上から論議されてきた。ここでは教育委員の「質」の面から、これを検討したい。

教育委員の「質」については、彼らの人格、社会的態度、とりわけ教育に対する態度、教育問題への関心、解決能力等の如何が重要問題になるが、それへの接近として、まず彼らの学歴、職業、経歴、所属社会階層をとりあげた。

任命制になって、委員の学歴の水準は上り、管理職、専門職業人が目立って増えた。そして半数を占めていた教職経験者は減り、教員から教育委員への移動コースは巾狭いものとなった。

教育長についてはどうだろうか、更にアメリカの状況はどうだろうか。

608 近代アメリカ中等教育の性格

— 二十世紀初頭におけるハイ・スクールを中心として —

広島大学 一 宮 俊 一

アメリカ教育制度史上、中等教育は、それぞれの時代において、それぞれ固有な性格を帯びて発展してきている。教育が教会の支配から国家の統制へと移行した近代において、アメリカ中等教育は如何なる性格をもち、如何なる方向への過程を辿つたであろうか。

十九世紀後期、特に南北戦争後、教育課税無月謝教育及び監督権などの確立によつて公立ハイスクールとしての形態を備えた中等教育が、末期より二十世紀初期にいたり、ハイ・スクールの固有の機能、組織、学科過程及び方法の改善などの内面的問題と対決し、それに取り組む段階に立ちいたつた。しかもハイ・スクールに於けるこれらの問題は、この国の地域的関連性においてより一層意識されるようになった。この時期は、資源の開発、産業の発展、富力の膨脹などによつて近代資本主義が新たなる飛躍的發展を遂げる時であり、それ故に社会的並びに経済的性格の変化と発展とを促進させるにいたるのである。

今回の発表においては、この注目すべき時代とかかる意識のもとに進展するハイ・スクールを種々の観点から考察し、その性格を検討する。

609 高等教育制度における女子の問題

— 制度と条件との関係を中心として —

お茶の水女子大学 関 野 豊 三

1. 戦後の学校制度は日本の歴史的社会的諸条件を軽視して強行されて以来十年、高等学校以下の学校制度は尙多くの問題を残しながらも一応の軌道に乗つたといえる。しかし、高等教育制度は抑々の設置の際、救うべからざる過誤を犯して出発し、今日多くの重要な問題をかかえながらも、ほとんど放置されている状況である。この制度を国家の総合計画の立場からもう一度再編成せられるべきであるという論のあるゆえんである。

2. ことに女子の立場からこの高等教育制度はどのような問題を含んでいるかを見ることは女子そのものの今後の生き方にとつても、大学の制度そのものにとつても重要なことと考えられる。そこで、

第一 女子の高校生の進学の意図の実態とその分析

第二 大学における女子の形態とその問題。

第三 女子の大学卒業後の進路の実態とその問題

以上の三つの視点から現行の高等教育制度を吟味する手懸りにしようとした。三つの視点であるがきわめて広汎で重要な問題を含んでいるがこの度は後のいろいろの大切な問題に入るための概論的性格を帯びている。

研究上の資料としては「学校基本調査報告書」文部省——の統計を主要なものとして使用した。

610 我が国における教科書制度のあり方について

日本体育大学 白根孝之

611 高等学校の学区制の問題

—高等学校教育に関する調査—

国立教育研究所 宮崎孝一

清水正三郎

I 趣 旨

本発表は、国立教育研究所研究調査部教育内容研究室が昭和28年度より3年間にわたり継続して実施している「高等学校教育に関する調査」を母体としている。この調査の趣旨は高等学校教育の現状をとらえてその問題点を考察し、高等学校の教育を現代社会の要求にそつて発展させるために、制度、内容、方法においてどのような点を改善すべきかの基本方策を明らかにしようとしたものである。（国立教育研究所所報第23号—高等学校教育に関する調査—参照）

今回の発表は、小学区制を施している青森県と宮崎県を例にとり、高等学校教育に関する諸問題の根本にある教育の機会均等の問題を、学区制の実態をとおして考察する。